

実践に適合した研究を目指して —記憶の信用性評価を手がかりに—

札幌学院大学人文学部臨床心理学科 森 直 久

奇妙な新聞広告

1999年頃の話である。「宇宙人に誘拐されたことがありますか？」米国のいくつかの新聞に奇妙な広告が掲載された。広告主のSusan Clancyは、当時ハーバード大学の大学院生であった。彼女は研究指導者の臨床心理学者Richard McNallyのもとで、宇宙人に誘拐された記憶を持つ人々に関する研究プロジェクトに参加していた。それは被験者募集の広告だった(Clancy, 2005)。

米国における宇宙人、UFOへの関心は、我が国と比べ物にならないほど高い。また多くの人が、それらに関連する体験を有している。Hopkins, Jacobs, & Westrum (1992)によると、1992年時点で米国人の370万人に宇宙人による誘拐経験がある。これが正しければ、最初の誘拐事件が起きたとされる1961年以来、一日平均300人以上が誘拐されていることになる。不思議なのは、過半数、おそらく80%程度の誘拐が米国で起きている一方、アジア、アフリカでの報告がほとんどないことである(Newman & Baumeister, 1998)。米国政府と宇宙人との間に密約でもあるのだろうか。この可能性を論じるのは、科学的にはあまり意味がない。この分布の偏りには、別の説明が必要である。

誘拐体験を語るメンタリティ

宇宙人による誘拐の語りには、しばしば屈辱的で苦痛な体験が現れる(たとえば生殖器の検査)。Newman & Baumeister (1998)は、報告内容とマゾヒスティックな性的嗜好との類似性を指摘し、誘拐体験を語る人々を特定の心理特性の持ち主として理解しようとする。誘拐がアメリカ発祥であり、年を追うごとにその数が増えているよう

に、性的マゾヒズムも近年の西洋に多く(Baumeister, 1988, 1989)、誘拐体験者もマゾヒストも中流・上流階級に属するホワイトカラーで、平均以上の教育水準にある人に多い点で一致を見るという。またマゾヒストが黒人より白人に多いのも誘拐体験者と似ているし(Randles, 1988)、誘拐体験の語りに現れる性差も、性的マゾヒズムと一致していることが指摘されている。すなわち、女性の語りにはさらし者にされる恥辱が、男性よりも多く含まれる傾向にあること、痛みへの言及が女性のほうに多いこと、男性の語りには言葉による辱めが多いこと等の性差である。宇宙人による誘拐談の形で、彼ら彼女らは性的ファンタジーを語っているというのがNewmanらの主張である。ファンタジーであるから当然、宇宙人による誘拐は実体験ではなく、何らかの理由で所有された虚偽記憶(false memory)であるとの含意がある。

誘拐体験の想起者がマゾヒストであるか否かはともかく、なぜ彼ら彼女らは虚偽記憶を本当の記憶であるかのように主張するのか。それが、宇宙人による誘拐という形をとるのはなぜか。彼ら彼女らは意図的に嘘をついているのではなさそうである。体験談に対して懐疑的態度を示すClancyに、彼女のインタビューを受けた誘拐体験者は強い憤りを感じていた(Clancy, 2005)。またSpanos, Cross, Dickson, & DuBreuil (1993)によると、UFOや宇宙人に対する強い信念を持っているものの、彼ら彼女らに取り立てて精神的障害は認められないという。誘拐体験者の共通特性は他にもある。彼ら彼女らの多くが、現在の自分に不安や問題をかかえていて、その原因を知りたがっているということ。そしてある種のセラピーにかかっ

ていて、そこで催眠や年齢退行暗示をかけられていること。自分自身、セラピストとも、UFOや宇宙人への関心が高いこと。空想癖が強く、被暗示性が高いこと。そして、これが最も重要であるが、彼ら彼女らの多くはそのようなセラピーを経る中で、誘拐体験を思い出したということ。それ以前には誘拐の記憶がなかったのである。

宇宙人誘拐療法 (alien abduction therapy) というセラピーがある (Eisner, 2000)。クライエントはまず問診を受ける。「泌尿器・婦人病の問題がある」「胃腸に持病がある」「奇妙な発疹や切り傷がある」「些細なことで傷つく」等の項目に該当するクライエントは、宇宙人による誘拐が外傷体験となり、現在の心理的問題を引き起こしていると同視される。誘拐の記憶を否定するクライエントであるが、セラピストはその記憶が抑圧されている (時には、宇宙人の科学技術によって消されている) とみなす。そして治療の一環として、思い出せない記憶を回復させるセッションが開始される。クライエントは催眠 (時に年齢退行暗示を含む) をかけられ、そのなかで浮かんできた漠然としたイメージや感覚、身体に現れる兆候などが、セラピストによって意味づけられ、解釈されていく。身に覚えを示さないクライエントに対し、しばしばセラピストは高圧的な態度で記憶回復の試みを強行する。クライエントは徐々にセラピストの要求や解釈を受容し、ついには誘拐体験が協同的に想起されていくことになる (Fiore, 1989)。多くの誘拐体験者がこのようなプロセスで、かつて記憶になかった誘拐体験を所有するに至る (Spanos, 1996)。

宇宙人による誘拐という実在するはずのない体験、本人に身に覚えがない体験を人は「思い出す」ことができる。Clancy たちが行なおうとしたのは、このような虚偽記憶の存在と形成の実証であった。しかし実のところ彼女らの研究は、宇宙人やUFOに関する知見を増やす目的で行なわれたのではない。幼児期性虐待の記憶に、実際の体験に基づかない虚偽記憶があると主張するための実証的根拠を提供する。これが真の目的であった。ところがこのような研究を実行することに対する、大学の内外からの大きな抵抗や非難のため、

彼女らの研究チームは次善策として宇宙人の誘拐を題材に、虚偽記憶形成の実証と、虚偽記憶形成を導く要因の特定を試みたのであった (Clancy, 2005)。

Elizabeth Loftus の奮闘

Clancy らのような婉曲的アプローチではなく、幼児期性的虐待の虚偽記憶に正面から立ち向かったのが、当時すでに目撃証言研究で名を馳せていた Elizabeth Loftus であった。彼女らによる数々の実験研究は、事件事故の日撃体験の記憶がいかに歪みやすいかを明らかにしてきた (Loftus, 1979/1987)。それらを根拠に Loftus は法廷に立ち、多くの冤罪の危険を回避すると同時に、利益を異にする人々 (被害者、その支援者) からの敵意に直面せざるを得なかった。時には彼女が弁護した被告人が真犯人であることが決定的になり、失意にくれることもあった (Loftus & Ketcham, 1991/2000)。しかし彼女は科学者として期待される役割を、固い意志を持って貫徹した。その姿勢は、彼女の研究テーマが幼児期性虐待の虚偽記憶に変わっても維持されている。

Loftus らは、虚偽記憶が形成可能であること、イメージ化によって虚偽記憶形成が昂進すること、通常持ち得ない年齢の記憶でさえ形成可能であることを実験によって確認した (Loftus, 1997/1997)。実際にはなかった経験 (ショッピングモールで迷子になり、泣いているところを老婦人に助けてもらい、家族と再会する経験) を、大学生被験者の29%が「思い出した」。催眠をかけるまでもなく、架空の出来事に関するイメージを沸き立たせることによって、虚偽記憶に対する確信度が向上した。生後間もない乳児期の記憶 (ベビーベッドの上に吊られているモビールを見ていた) ですら、「思い出させる」ことが可能であった。このような実証的証拠を積み上げ、Loftus は記憶を回復させようとするセラピーには、彼女達が特定した虚偽記憶形成要因がセラピストによって導入されていると告発した (Loftus & Ketcham, 1994/2000)。

虚偽記憶の心理的効果と社会・文化的背景

虚偽記憶が形成されること、そして様々な要因によってその可能性が高まることとは別に、虚偽記憶形成が持つ心理的効果を論じた研究がある。Prager (1998) は、幼児期性虐待の虚偽記憶を持っていたクライアントA嬢の分析から、虚偽記憶が現在の自分の状況そしてそこに至る人生の説明資源として利用されていることを指摘する。つまり人生を意味付ける物語 (やまだ, 2000) として機能していると言うのである。宇宙人による誘拐物語も同様の機能を有する (Eisner, 2000)。人生の意味を確認し現状を合理的に説明することで、五里霧中の不安を低減する効果が記憶にはある。しかしそのような効果を発揮するにあたって、物語は人生に対する合理的な説明を与えることができれば、その真偽は基本的に問題ではないのだ。

どのような種類の物語も心理的効果を持つ訳ではない。物語が宇宙人による誘拐や幼児期性虐待という形をとることには必然性がある。セラピストの誘導の役割は大きい、誘導によってどんな種類の物語をもクライアントに所有させられる訳ではない。セラピストとクライアントの間に通底する社会・文化的基盤に物語が根ざしている必要がある (Prager, 1998)。社会・文化によって、その物語の説明合理性が担保されないといけないのだ。よって、同様に意味の不確かな体験、人生であっても、どのような社会・文化に属するかによって形成される物語は異なる。宇宙人による誘拐体験者と誘導したセラピストは、クライアントの症状の説明に対して、誘拐物語が合理的とみなされる文化の成員なのである。我々日本人には、宇宙人が説明資源となる文化を理解することは難しいだろう。しかし、科学的には肯定し難いがどこかで否定しきれない超常現象に関する信念を、我々日本人もまた持っている。そしてそれを説明資源として利用している。思わぬ身の不幸を、運勢やたたり、風水によって説明しようとするところがあるだろう。

宇宙人による誘拐、幼児期性虐待の虚偽記憶がなぜ形成されるのか。ようやくこの問いに十分な形で答えることができよう。何らかの不安や問題をかかえている人が、自分の問題の合理的説明の

ため形成してしまうのが、それらの虚偽記憶なのである。強い特定の信念を持ったセラピストが導入する、様々な認知技法や発問方法が虚偽記憶形成を促進する。ただしどのような種類の虚偽記憶が形成可能かは、セラピストとクライアントが所属する社会・文化が提供する説明資源に依存する。

回復された記憶論争

しかし幼児期性虐待の虚偽記憶は、わずかばかりの心理的効果では補償できない、多大な不幸をもたらす。米国では事態が深刻である。子供が家族や親族を加害者として告発し、言われもない罪で「加害者」が投獄される。「被害者」である子供は「加害者」への憎悪に身を焦がす。Eisner (2000) は、宇宙人による誘拐のみならず、両親による性虐待の虚偽記憶を植え付けられた Marian (仮名) の事例を報告している。また Wright (1994/1999) は、無実の罪で逮捕、投獄された父親と、虚偽記憶を植え付けられた実の娘達、そして他の家族達の悲劇を生々しく描いている。冤罪に苦しむ被告人を支援するため、虚偽記憶症候群財団 (False Memory Syndrome Foundation) が設立された。逆に性虐待の被害者やその支援者達は、同財団や虚偽記憶の存在を主張する研究者達を非難、攻撃する動きを強めている。

問題の根幹は性虐待記憶が虚偽なのか、真体験由来なのかにある。Loftus らの実験研究は、虚偽記憶が形成される条件を特定することで、それらの条件下にあったと思われる虐待証言の信憑性に疑問を投げかけていた。一方虐待被害者の支援者達は、そのような実験的知見が虐待の事実を隠蔽し、罰せられるべき加害者を取り逃がす危険性を指摘する (Harvey, 1999; 斎藤, 1999)。両者の対立点は、整理すれば以下の三点である。第一に、抑圧の存在を巡る対立である。体験を想起できないようにする抑圧という防衛機制は存在しないと考える実験心理学者に対して、臨床心理学者、精神科医などの支援者はその存在を認めている。第二に、セラピーの危険性を巡る対立である。セラピーの過程でなされる記憶回復のセッションが、虚偽記憶形成の温床であるとする実験心理学

者に対して、支援者達はすべてのセラピーが虚偽記憶を誘導している訳ではないと主張する。Harvey (1999) はセラピーの危険性を否定してはいない。しかしもし危険な場合があるとすれば、それは「高度な力量と悪意とを併せもつ臨床家が、きわめて詳細かつ不正確きわまりない作り話を、治療者に頼りきっている、暗示にかかりやすい患者にうえつけた」事態である (p.23)。彼女によれば、このようなセラピーはよくあることではない。第三に、一般性と個別性の対立である。実験心理学者が虚偽記憶の可能性を指摘するとき用いている心理学的知見は一般法則である。すなわち、「一般的に (あるいは多くの場合)、ある条件下ではかくかくしかじかのことが起こりやすい (にくい)」という言明である。統計的検定による代表値の群間比較から得られる結論ゆえである。特定の人物が、その法則に従うかどうかを明確に判定することはできない。「そうしやすい (しにくい)」あるいは「法則に従う人である可能性が高い (低い)」という、確率的な言明が可能だけである。一方、支援者達は個別の人物を救済しようとしている。支援者達が欲する情報は、「この人物が虐待被害者なのか否か」という悉無的なものであり、確率的言明ではない。支援者からすれば実験心理学者は、可能性がある以上の情報を提供できないにもかかわらず、被害者だと訴える人物に嘘つきの疑いをかけようとする鼻持ちならない存在なのであろう。これら三点の対立をまとめて、「回復された記憶論争」(The recovered memory debate) と言う。以下では、両者の対立を回避するための、いくつかの方策を示唆したいと思う。

正しい記憶の採取法・判別法

裁判心理学 (forensic psychology) では、証言者の記憶の歪みを最小限にとどめようとする記憶採取法がいくつか考案されている。一例は Geiselman と Fisher による認知面接法の開発である (たとえば、Fisher, Geiselman, & Amador, 1989; Fisher & Geiselman, 1992)。聞き手は何も知らない存在であって、情報提供の主体は証言者であるという前提に立つ聴取法である。中立的な

質問、自発的な回答の尊重、誤導質問の禁止など、宇宙人誘拐療法でなされていたのとは正反対の状況の実現が目指される。子供やある種の障害者など、迎合性や被暗示性の高い証言者への配慮もなされる (Aldridge & Wood, 2004; Bruck, Ceci, & Hembrooke, 1998; Kassir & McNall, 1991)。ただし面接法の改善は、情報の正確さの蓋然性を高める工夫としては有益であるが、語られた情報の真偽判別には直結しない。また、記憶が抑圧されていることがあるという前提に立つならば、このような意識的な想起は虐待経験について何ら情報を提供しないことになる。

証言の真偽を判別する方法をいくつか挙げるができる。Johnson & Raye (1981) のリアリティモニタリング (reality monitoring) 研究は、証言研究発祥ではないが、外的な起源を持つ記憶と想像に起源を持つ記憶の質的差異の特定を試みている点で、真偽判別の手段として利用可能である。外的な起源を持つ記憶には、感覚的属性、文脈的属性が豊かである一方、内的な起源を持つ記憶にはこれらの特徴が乏しく、図式的であるという。Shobe & Schooler (2001) は、個別の証言を複数の次元で評価し、事実依拠した証言か否かを判別しようとしている。また法と心理学会 (2005) は、数々の心理学研究を援用し、科学的根拠に基づいた目撃供述の信用性基準を提出している。しかしこれらの方法は、やはり一般法則の提示である。個別の事例に適用する場合、信用性の判断はやはり蓋然性の指摘にとどまる。心理臨床、裁判といった現場では常に個別の人間が問題にされる以上、研究者が供給する一般法則は時には決定力に欠け、また時には誤りの危険性のみを言い立てる苛立ちの種となる。

抑圧を認めようと認めまいと、どのような状況で想起されようと、特定人物の想起の信用性を問うことができれば、回復された記憶論争の解消への大きな一歩となるのではないか。我々は刑事事件の弁護活動を通して、個別の人物の証言の信用性を判定する課題にかつて直面し、その解決のヒントを得た。我々のこのような経験が、回復された記憶論争に資するところは多いのではないか。

裁判の現場へ

我々が裁判の現場に降り立ち、ほどなくして気づいたのは、現場の要求に対する心理学の限界であった。繰り返すように、裁判の現場では個別の人間、個別の証言の真偽が問われる。一般法則は確率的言明であるから、ターゲットとなる供述者が法則にかなう人物なのか例外なのかの基準は、この法則自体には含まれない。そこは適用者（弁護士、検察官、裁判官など）の解釈に依存する。ある供述の信用性を、弁護士は法則に合致する信頼性の低いものと判断する一方で、当該供述は法則に合致するとは必ずしも言えないと、裁判所は評価することがある（大橋・森・高木・松島、2002）。

実験研究と現場実務の間には、もう一つのギャップがある。供述者は体験者なのか否か、体験者であったとしたらその体験内容はどのようなものであったかを知ることは誰にもできない。しかし実験研究者は、体験の有無を統制し、同時に体験内容の真偽を照会できる「正解」（記銘材料のこと）を所有している。実験研究は、実務現場そして日常世界では満たされない前提に立脚しているのである。裁判において体験の有無は前提ではなく、突き止めるべき結論である。体験内容の真偽を判定可能な記録も、まず存在しない。裁判では、供述者の語りを「正解」に照らし合わせることなく、当人の体験の有無を判断しなければならない。

実例を挙げよう。足利事件と呼ばれる冤罪事件がある。栃木県足利市で、当時4歳の幼女が誘拐され殺された事件である（詳細は小林（2001）を参照）。中年男性S氏が逮捕され、起訴され、そして有罪が確定した。犯人とS氏のDNA型が一致すると鑑定結果が決め手の一つであった。しかし当時から鑑定手法に問題があることが疑われていた。そして最近行なわれた再鑑定により、犯人とS氏のDNA型が一致しないという結論が得られ、S氏は再審結果を待たず釈放された。S氏の自白もまた長い間その信用性が疑問視されていた。我々はおよそ10年前に弁護団から自白の信用性鑑定を依頼された。そのとき我々に課せられたのは次のような課題であった。第一に、一般法則

ではない、S氏の自白に固有な評価基準を発見すること。第二に、参照できない「正解」との対照によってではなく、語られたことだけからS氏の体験の有無について主張すること。第三に、複雑に変数が交絡した状況をそのまま分析対象とすること。最後に、S氏の自白を最も適切に評価できる分析単位を、彼の供述のなかから発見すること。

およそ2年に及ぶ検討の結果、これら要件を満足する方法の端緒を我々は得た。我々が発見したのは、自白と実体験の想起の間にある、文体上の差異に基づく判定であった。S氏は公判廷で、実際に彼が体験した出来事を供述する機会を何度か持っていた。もちろん実世界に「正解」は存在しないから、彼が何を体験したのかを詳しく特定することはできない。しかし、ある名称で指示される範囲であれば、複数人の証言の一致や記録などによって、その実在は担保できるであろう。たとえばS氏は、警察官による家宅捜索を受けているが、「家宅捜索」と名づけられる出来事の実在は、当の警察官やその命令と実行を記した公的文書によって保証しても間違いではないだろう。これら実体験を想起するとき、S氏の語りに独特な文体が生じることがわかった。これは行為連鎖的発話（原・高木・松島、1997；大橋ら、2002）あるいは動作主交代（agent alteration, Mori, 2009）と呼ばれている。「私が・・・したら、彼が・・・して、それで私は・・・した」のように、自身の行為とその反作用として生じた他者の行為あるいは環境の変化を、交互に指示しながら展開するのがこの発話の特徴である。一方自白の中核となる犯行行為の語りには、行為連続的発話（原ら、1997；大橋ら、2002）あるいは動作主連続（agent succession, Mori, 2009）と呼ばれる文体が顕著であった。これは、「私は・・・した。次に・・・して、そして・・・した」のように、自己の行為を連続して語る文体である。誘拐・殺人事件であるにもかかわらず、犯行の対象である被害者の姿が希薄であるという奇妙な文体である。S氏が犯人であることを隠すために、故意に被害者について語らなかつたのではないかとの疑問が呈せられよう。しかしS氏は、検察官に犯人であることを尋ねられると、それを認めていた。従って、罪を逃れるた

者に対して、支援者達はすべてのセラピーが虚偽記憶を誘導している訳ではないと主張する。Harvey (1999) はセラピーの危険性を否定してはいない。しかしもし危険な場合があるとすれば、それは「高度な力量と悪意とを併せもつ臨床家が、きわめて詳細かつ不正確きわまりない作り話を、治療者に頼りきっている、暗示にかかりやすい患者にうえつけた」事態である (p.23)。彼女によれば、このようなセラピーはよくあることではない。第三に、一般性と個別性の対立である。実験心理学者が虚偽記憶の可能性を指摘するとき用いる心理学的知見は一般法則である。すなわち、「一般的に (あるいは多くの場合)、ある条件下ではかくかくしかじかのことが起こりやすい (にくい)」という言明である。統計的検定による代表値の群間比較から得られる結論ゆえである。特定の人物が、その法則に従うかどうかを明確に判定することはできない。「そうしやすい (しにくい)」あるいは「法則に従う人である可能性が高い (低い)」という、確率的な言明が可能なのである。一方、支援者達は個別の人物を救済しようとしている。支援者達が欲する情報は、「この人物が虐待被害者なのか否か」という悉無的なものであり、確率的言明ではない。支援者からすれば実験心理学者は、可能性がある以上の情報を提供できないにもかかわらず、被害者だと訴える人物に嘘つきの疑いをかけようとする鼻持ちならない存在なのであろう。これら三点の対立をまとめて、「回復された記憶論争」(The recovered memory debate) と言う。以下では、両者の対立を回避するための、いくつかの方策を示唆したいと思う。

正しい記憶の採取法・判別法

裁判心理学 (forensic psychology) では、証言者の記憶の歪みを最小限にとどめようとする記憶採取法がいくつか考案されている。一例は Geiselman と Fisher による認知面接法の開発である (たとえば、Fisher, Geiselman, & Amador, 1989; Fisher & Geiselman, 1992)。聞き手は何も知らない存在であって、情報提供の主体は証言者であるという前提に立つ聴取法である。中立的な

質問、自発的な回答の尊重、誤導質問の禁止など、宇宙人誘拐療法でなされていたのは正反対の状況の実現が目指される。子供やある種の障害者など、迎合性や被暗示性の高い証言者への配慮もなされる (Aldridge & Wood, 2004; Bruck, Ceci, & Hembrooke, 1998; Kassin & McNall, 1991)。ただし面接法の改善は、情報の正確さの蓋然性を高める工夫としては有益であるが、語られた情報の真偽判別には直結しない。また、記憶が抑圧されていることがあるという前提に立つならば、このような意識的な想起は虐待経験について何ら情報を提供しないことになる。

証言の真偽を判別する方法をいくつか挙げることができる。Johnson & Raye (1981) のリアリティモニタリング (reality monitoring) 研究は、証言研究発祥ではないが、外的な起源を持つ記憶と想像に起源を持つ記憶の質的差異の特定を試みている点で、真偽判別の手段として利用可能である。外的な起源を持つ記憶には、感覚的属性、文脈的属性が豊かである一方、内的な起源を持つ記憶にはこれらの特徴が乏しく、図式的であるという。Shobe & Schooler (2001) は、個別の証言を複数の次元で評価し、事実に依拠した証言か否かを判別しようとしている。また法と心理学会 (2005) は、数々の心理学研究を援用し、科学的根拠に基づいた目撃供述の信用性基準を提出している。しかしこれらの方法は、やはり一般法則の提示である。個別の事例に適用する場合、信用性の判断はやはり蓋然性の指摘にとどまる。心理臨床、裁判といった現場では常に個別の人間が問題にされる以上、研究者が供給する一般法則は時には決定力に欠け、また時には誤りの危険性のみを言い立てる苛立ちの種となる。

抑圧を認めようと認めまいと、どのような状況で想起されようと、特定人物の想起の信用性を問うことができれば、回復された記憶論争の解消への大きな一歩となるのではないか。我々は刑事事件の弁護活動を通して、個別の人物の証言の信用性を判定する課題にかつて直面し、その解決のヒントを得た。我々のこのような経験が、回復された記憶論争に資するところは多いのではないか。

裁判の現場へ

我々が裁判の現場に降り立ち、ほどなくして気づいたのは、現場の要求に対する心理学の限界であった。繰り返すように、裁判の現場では個別の人間、個別の証言の真偽が問われる。一般法則は確率的言明であるから、ターゲットとなる供述者が法則にかなう人物なのか例外なのかの基準は、この法則自体には含まれない。そこは適用者（弁護士、検察官、裁判官など）の解釈に依存する。ある供述の信用性を、弁護側は法則に合致する信頼性の低いものと判断する一方で、当該供述は法則に合致するとは必ずしも言えないと、裁判所は評価することがある（大橋・森・高木・松島、2002）。

実験研究と現場実務の間には、もう一つのギャップがある。供述者は体験者なのか否か、体験者であったとしたらその体験内容はどのようなものであったかを知ることは誰にもできない。しかし実験研究者は、体験の有無を統制し、同時に体験内容の真偽を照会できる「正解」（記銘材料のこと）を所有している。実験研究は、実務現場そして日常世界では満たされない前提に立脚しているのである。裁判において体験の有無は前提ではなく、突き止めるべき結論である。体験内容の真偽を判定可能な記録も、まず存在しない。裁判では、供述者の語りを「正解」に照らし合わせることなく、当人の体験の有無を判断しなければならない。

実例を挙げよう。足利事件と呼ばれる冤罪事件がある。栃木県足利市で、当時4歳の幼女が誘拐され殺された事件である（詳細は小林（2001）を参照）。中年男性S氏が逮捕され、起訴され、そして有罪が確定した。犯人とS氏のDNA型が一致するとの鑑定結果が決め手の一つであった。しかし当時から鑑定手法に問題があることが疑われていた。そして最近行なわれた再鑑定により、犯人とS氏のDNA型が一致しないという結論が得られ、S氏は再審結果を待たず釈放された。S氏の自白もまた長い間その信用性が疑問視されていた。我々はおよそ10年前に弁護団から自白の信用性鑑定を依頼された。そのとき我々に課せられたのは次のような課題であった。第一に、一般法則

ではない、S氏の自白に固有な評価基準を発見すること。第二に、参照できない「正解」との対照によってではなく、語られたことだけからS氏の体験の有無について主張すること。第三に、複雑に変数が交絡した状況をそのまま分析対象とすること。最後に、S氏の自白を最も適切に評価できる分析単位を、彼の供述のなかから発見すること。

およそ2年に及ぶ検討の結果、これら要件を満足する方法の端緒を我々は得た。我々が発見したのは、自白と実体験の想起の間にある、文体上の差異に基づく判定であった。S氏は公判廷で、実際に彼が体験した出来事を供述する機会を何度か持っていた。もちろん実世界に「正解」は存在しないから、彼が何を体験したのかを詳しく特定することはできない。しかし、ある名称で指示される範囲であれば、複数人の証言の一致や記録などによって、その実在は担保できるであろう。たとえばS氏は、警察官による家宅捜索を受けているが、「家宅捜索」と名づけられる出来事の実在は、当の警察官やその命令と実行を記した公的文書によって保証しても間違いではないだろう。これら実体験を想起するとき、S氏の語りに独特な文体が生じることがわかった。これは行為連鎖的発話（原・高木・松島、1997；大橋ら、2002）あるいは動作主交代（agent alteration, Mori, 2009）と呼ばれている。「私が・・・したら、彼が・・・して、それで私は・・・した」のように、自身の行為とその反作用として生じた他者の行為あるいは環境の変化を、交互に指示しながら展開するのがこの発話の特徴である。一方自白の中核となる犯行行為の語りには、行為連続的発話（原ら、1997；大橋ら、2002）あるいは動作主連続（agent succession, Mori, 2009）と呼ばれる文体が顕著であった。これは、「私は・・・した。次に・・・して、そして・・・した」のように、自己の行為を連続して語る文体である。誘拐・殺人事件であるにもかかわらず、犯行の対象である被害者の姿が希薄であるという奇妙な文体である。S氏が犯人であることを隠すために、故意に被害者について語らなかつたのではないかとの疑問が呈せられよう。しかしS氏は、検察官に犯人であることを尋ねられると、それを認めていた。従って、罪を逃れるた

めに行為連続的発話を採用していたとの仮説は受け入れ難い。むしろこの文体の差異は、彼の体験の質に求められるべきであるというのが、我々の結論であった。

文体に基づいてS氏の体験を問うたこの作業では、実験心理学が抱えていた難点が回避されていた。第一に、文体の差異は一般法則ではなく、S氏の公判供述のみから導かれた彼固有の基準である。第二に、「正解」への参照はまったくなされていない。名称レベルでは出来事の内容を担保しておく必要があるが、従来の実験心理学が採用していた詳細な出来事の内容を信用性評価の際必要としていない。第三に、S氏の公判供述そのものを分析できており、種々の変数の交絡が分析の障害となることはなかった。最後に、S氏の自白を評価する単位は彼の発話の文体であったが、これはS氏の分析に独自のものである。大橋ら(2002)は甲山事件、尼崎スナック狙撃事件の供述鑑定を紹介しているが、これらの信用性を評価する分析単位もそれら独自であった。甲山事件では、尋問者と供述者が取り合うコミュニケーション上の位置取りが単位であったし、尼崎の事件では、発問者-供述者-発問者の連続する三項の発話連鎖が単位であった。Mori(2008)は、スキーマアプローチの有効性を実験的に示そうと試み、やはり従来の実験心理学が背負っていた困難にとらわれず、体験質の区別が可能であることを示した。

心理臨床の現場へ

最後に、我々の研究が心理臨床と共有するべき部分について考えたい。第一に、ともに特定の個人を対象にする点を挙げることができる。追求すべき個別性は、我々の経験をもとに発言するならば、実験心理学的に言う一般性のもとにある事例ではない。個人差を誤差とみなす一般性の議論では、人の個性は典型的人間(代表値算出によって得られた抽象的な、したがってどこにもいない架空の存在である)からの量的偏差となる。このようにとらえ方が持つ理念的問題と併せて、一般性によって個別性を問う際の実践的問題をすでに我々は指摘しておいた。一般法則は個人に関して、確率的な主張しかできないということである。こ

の限界を踏まえて適用するのであれば、問題は少ないだろう。一般法則に該当すると想定された特定個人が、実際該当事例でなかった場合の損害がない場合、たとえば予防的主張をする場合は、一般法則に基づく言明は有効であろう。そうでない場合は、個別性を追求できる手段が必要である。心理臨床における基礎研究でも実験心理学的手法(実験法、統計的検定)がとられることが少なくないが、その有用性は知見として得られる一般法則の用途によって判断されなければならない。

第二に、文脈のただ中にある個人を見るという点を我々は共有しているだろう。心理臨床の現場は、実験心理学的に見れば、多数の独立変数が交絡し、かつ複数の従属変数が共変する事態である。クライアントの日常を統制することはできないし、特定の従属変数(たとえば、言語報告の意味論的内容)だけを取り上げて、クライアントを見る訳にもいかないだろう。さらには分析単位を前もって設定し、それにとらえられた範囲の情報に依拠して、クライアントに対する判断をすることもできないだろう。我々は、変数交絡とその時間的変動によって形成される非線形な複雑系を扱わなければならないのである。一つ一つの変数が一次独立であることを仮定し、時間的変化を想定しない従来の方法では、とらえることができない事態である。我々は、そのような錯綜した変数相互作用のなかから安定して発現するパターンを同定することで、複雑系である尋問場面における供述者を理解することができた。S氏の文体、甲山事件正岡証人と尋問者が描く供述生成スキーマ、尼崎事件の連続する三項発話(大橋ら, 2002)、想起者Yの文体および聞き手と想起者間のコミュニケーションのズレ(Mori, 2008)など、それらを我々はスキーマと呼んだ(大橋ら, 2002; Mori, 2009)。心理臨床の現場でアイデンティティ、パーソナリティ、物語、症状と呼ばれてきたものは、複雑な文脈で可視化するこのようなパターンのことではないかと思われる。もしそうだとすれば、それらの変容は文脈、特にコミュニケーション文脈への介入によって成し遂げられることになろう。

第三に、社会性と身体性に注目することの重要

性 (Mori, 2010) に、我々は同意できるのではないかと思われる。社会や文化は、我々の世界のあり方に深く浸透している。殊に言語の影響は大きい。我々が社会的存在として生きざるを得ないことの自覚が、社会性への注目である。我々はまた物理的な身体を持ち、やはり物理的存在である環境や他者と相互作用としている。我々が世界とかかわる時の物質的な条件を忘れてはならない。しかし我々の制約として注目すべきは、物理学的法則や生理学的法則よりも、人間の種としての固有の身体のあり方と環境との連関によって利用可能となるアフォードンスを考慮した、生態学的法則である (Gibson, 1979/1983; 三嶋, 2000; Reed, 1996/2000; 佐々木, 1994)。身体性への注目とは、この生態学的法則による制約を考慮することである。我々が評価対象とした供述者も、心理臨床が対象とする個別のクライアントも、社会性、身体性を離れては理解できない。心とか精神とか呼ばれるものは、社会性と身体性という視座を設定する時、より理解が容易なものとして、そして介入可能なものとして現れて来るのではなからうか。

最後に、実践と研究の関係について、我々の経験は示唆的であると考える。Elizabeth Loftus に代表されるような実験心理学者は自らの方法論を堅持し、それに適合する範囲で実践に介入しようとした。一方我々はそれを許されず、実践に即応した方法論の開発を余儀なくされ、スキーマアプローチという形で、原初的ではあるがそれを達成した (大橋ら (2002) にこの辺りの事情は詳しい)。スキーマアプローチは実験室という限定条件下でのみ機能する法則ではないし、名人芸的に遂行される実践手法でもない。実践の現場を適切に理解する、研究方法論である。実践の現場の要請を受け入れたところに、新たな研究方法論が得られた。心理臨床の現場も、既存の実験心理学的方法では十全に理解することが難しいことが多いだろう。近似的方法を使い続ける妥協を潔しとしないのであれば、そこは新しい心理学が誕生する可能性にあふれた宝庫となる。確かに立ちはだかる困難は大きい。しかし、いやしくも実践と研究の真の意味での協働を歌うのであれば、この難題から目を背けるわけにはいかないと思う。我々の経験がわ

ずかながらでも役に立てば光栄である。

文 献

- Aldridge, M. & Wood, J. 仲真紀子 (編訳)・斎藤憲一郎・脇中洋 (訳) (2004) : 子どもの面接法—司法手続きにおける子どものケア・ガイド 北大路書房。
- Baumeister, R. F. (1988): Gender differences in masochistic scripts. *Journal of Sex research*, **25**, 478-499.
- Baumeister, R. F. (1989): *Masochism and the self*. Hillsdale: Lawrence Erlbaum Association.
- Bruck, M., Ceci, S. J., & Hembrooke, H. (1998): Reliability and credibility of young children's reports: From research to policy and practice. *American Psychologist*, **53**, 136-151.
- Clancy, S. A. (2005): *Abducted: How people come to believe they were kidnapped by aliens*. Cambridge: Harvard University Press.
- Eisner, D. A. (2000): *The death of psychotherapy: From Freud to alien abductions*. Westport: Praeger.
- Fiore, E. (1989): *Encounters: A psychologist reveals case studies of abductions by extraterrestrials*. New York: Doubleday.
- Fisher, R. P., Geiselman, R. E., & Amador, M. (1989): Field test of the cognitive interview: Enhancing the recollection of actual victims and witness of crime. *Journal of Applied Psychology*, **74**, 722-727.
- Fisher, R. P. & Geiselman, R. E. (1992): *Memory-enhancing techniques for investigating interview: The cognitive interview*. Springfield: Charles Thomas.
- Gibson, J. J. (1979): *The ecological approach to visual perception*. Boston: Houghton Mifflin. 古崎敬・古崎愛子・辻敬一郎・村瀬晃 (訳) (1983) : 生態学的知覚論 サイエンス社。
- 原聰・高木光太郎・松島恵介 (1997) : 対話特性に基づく心理学的供述分析 (下) —足利事件被告人Sの公判証言を素材として— 駿河台大学論叢, **14**, 109-176.

- Harvey, M. R. (1999): Memory research and clinical practice: A critique of three paradigms and a framework for psychotherapy with trauma survivors. Williams, L. M. & Banyard, V. L. (Eds.) *Trauma & memory*. Thousand Oaks: Sage, pp 19-29.
- Hopkins, B., Jacobs, D. M., & Westrum, R. (1992): *Unusual personal experiences: An analysis of the data from three national surveys*. Las Vegas: Biegelow Holding Corporation.
- 法と心理学会 (2005) : 目撃供述・識別手続に関するガイドライン 現代人文社.
- Johnson, M. K. & Raye, C. L. (1981): Reality monitoring. *Psychological Review*, **88**, 67-85.
- Kassin, S. M. & McNall, K. (1991): Police interrogation and confessions: Communicating promises and threat by pragmatic implication. *Law and Human Behavior*, **15**, 233-251.
- 小林篤 (2001) : 幼稚園バス運転手は少女を殺したか 草思社.
- Loftus, E. F. (1979): *Eyewitness testimony*. Cambridge: Harvard University Press. 西本武彦 (訳) (1987) : 目撃者の証言 誠信書房.
- Loftus, E. F. & Ketcham, K. (1991): *Witness for the defense*. New York: St. Martin's Press. 巖島行雄 (訳) (2000) : 目撃証言 岩波書店.
- Loftus, E. F. & Ketcham, K. (1994): *The myth of repressed memory*. New York: St. Martin's Press. 仲真紀子 (訳) (2000) : 抑圧された記憶の神話 誠信書房.
- Loftus, E. F. (1997): Creating false memory. *Scientific American*, September, 50-55. 仲真紀子 (訳) (1997) : 偽りの記憶を作る 日経サイエンス, 12月号, 18-25.
- 三嶋博之 (2000) : エコロジカル・マインドー知性と環境をつなぐ心理学ー 日本放送出版協会.
- Mori, N. (2008): Styles of remembering and types of experience: An experimental investigation of reconstructive memory. *Integrative Psychological and Behavioral Science*, **42**, 291-314.
- Mori, N. (2009): The schema approach: A dynamic view on remembering. Valsiner, J., Molenaar, P. C. M., Lyra, M. C. D. P., & Chaudhary, N. (Eds.) *Dynamic process methodology in the social and developmental sciences*. New York: Springer, pp 123-140.
- Mori, N. (2010): Remembering with others: The veracity of an experience in the symbol formation process. Wagoner, B. (Ed.) *Symbolic transformation: The mind in movement through culture and society*. London: Routledge, pp 142-158.
- Newman, L. S. & Baumeister, R. F. (1998): Abducted by aliens: Spurious memories of interplanetary masochism. Lynn, S. J. & McConkey, K. M. (Eds.) *Truth in memory*. New York: Guilford Press. pp 284-303.
- 大橋靖史・森直久・高木光太郎・松島恵介 (2002) : 心理学者, 裁判と出会う 北大路書房.
- Prager, J. (1998): *Presenting the past: Psychoanalysis and the sociology of misremembering*. Cambridge: Harvard University Press.
- Randles, J. (1988): *Alien abductions: The mystery solved*. New Brunswick: Inner Light Publications.
- Reed, E. S. (1996): *Encountering the world: Toward an ecological psychology*. New York: Oxford University Press. 細田直哉 (訳) (2000) : アフォーダンスの心理学ー生態心理学への道ー 新曜社.
- 斎藤学 (1999) : 封印された叫びー心的外傷と記憶ー 講談社.
- 佐々木正人 (1994) : アフォーダンスー新しい認知の理論 岩波書店.
- Shobe, K. K. & Schooler, J. W. (2001): Discovering fact and fiction: Case-based analyses of authentic and fabricated discovered memories of abuse. Davis, G. M., & Dagleish, T. (Eds.) *Recovered memories: Seeking the middle ground*. Chichester: Wiley, pp 95-151.
- Spanos, N. P. (1996): *Multiple identities and false memories: A sociocognitive perspective*. Washington, D. C.: American Psychologist Association.
- Spanos, N. P., Cross, P. A., Dickson, K., & DuB-

reuil, S. C. (1993): Close encounters: An examination of UFO experiences. *Journal of Abnormal Psychology*, **102**, 624-632.

- Wright, L. (1994): *Remembering satan: A case of recovered memory and the shattering of an American family*. New York: Knopf. 稲生平太郎・吉永進一 (訳) (1999) : 悪魔を思い出す娘たち—よみがえる性的虐待の「記憶」— 柏書房.
- やまだようこ (編著) (2000) : 人生を物語る—生成のライフヒストリー— ミネルヴァ書房.